平成２３年（フ）第３１１７号
北海道石狩市花川北４条２丁目217番地
債務者　中村ノリ子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４３号
名古屋市天白区高島１丁目1609番地　レオパレスＴａｋａｓｈｉｍａ301号
債務者　飯田　春香
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬路　充江
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９号
千葉県勝浦市墨名33番地の１
債務者　屋代　良守
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
北海道沙流郡日高町字厚賀町354番地
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋元　忠史
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１２３１号
神戸市中央区神仙寺通３丁目１番33―102号
債務者　古川　公則
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島賢二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―1107号、本店の住所兵庫県西宮市甲子園一番町11―17
債務者　スナックドルフィンこと　萩原雄紀子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３２号
兵庫県姫路市西中島12番地４ロワイヤル花の北506号
債務者　岸田　隆行
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　破産債権の届出期間　平成23年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２３号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3865番地　コープ今吉201、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目７番35号
債務者　濵田　　昭
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
大分県別府市石垣西２丁目１―20　ハイツ高石303、住民票上の住所大分県別府市幸町４番10号
債務者　渡邊　　総
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　裕一
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９４号
北海道旭川市末広東３条５丁目７番14号
債務者　坂本千加子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月１日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８５号
愛知県一宮市多加木４丁目29番26号　サンハイツ田中201号
債務者　宮本美佐子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５７２号
新潟市南区大通黄金７丁目17番地16　リーフガーデンＣ101号
債務者　田村　　茂
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４号
宮城県角田市横倉字大窪107番地５
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第９５号
宮城県柴田郡柴田町東船迫２丁目９番地２　エントピアＧＳＴ―Ａ105号
債務者　及川　光正
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部